

Security Transparency Consortium
FAQs about Working Groups
セキュリティ・トランスペアレンシー・
コンソーシアム
ワーキンググループに関する FAQ 集

文書番号：STC-全規-00001-008

2023 年 9 月 21 日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

改版履歴

日付	版数	履歴
2023/09/21	1.0	初版発行

目次

1. はじめに.....	4
2. 入会時に生じる質問.....	4
3. ワーキンググループ活動時に生じる質問.....	6
4. 入会以降に生じる質問.....	8

1. はじめに

本書はセキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアムに参画する会員が、ワーキンググループに関して知りたいこと、疑問に思うことをまとめたFAQ集です。

加入するワーキンググループの選択、ワーキンググループ加入後の活動内容、ワーキンググループからの脱退等について参考にしてください。

2. 入会時に生じる質問

Q1) どのようなワーキンググループがありますか。

A1) 2023年8月現在、ワーキンググループ数は1つ。下記になります。今後増える予定です。

可視化データ活用ワーキンググループ

➤ 特に確認すべき規定

なし

Q2) コンソーシアム入会時、どのワーキンググループに加入すればよいのでしょうか。

A2) ワーキンググループの概要を参照し、会員自社の技術の強みを生かせるワーキンググループに加入されるのが良いでしょう。

ワーキンググループの活動内容が自社の技術と合致しない場合、興味がある分野ということで選んで頂ければよいと思います。

➤ 特に確認すべき規定

なし

Q3) ワーキンググループに既に参加している企業や団体を教えてください。

A3) セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアムの公式ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

➤ 公式ホームページ：<http://www.st-consortium.org>

➤ 特に確認すべき規定

なし

Q4) 加入できるワーキンググループ数に制限はありますか。

A4) ありません。但し、ワーキンググループ加入後、当該ワーキンググループの主査から作業を割り与えられます。割り与えられた作業をこなせるよう会員各自で調整して頂くことが必要です。

➤ 特に確認すべき規定

会員規程第7条（会員の権利）、同第9条（会員の義務）

ワーキンググループ運営規程第5条（ワーキンググループ主査及び副主査の職務）

Q5) ワーキンググループの脱退はいつでもできますか。また脱退にあたり制限はありますか。

A5) 脱退に制限はありません。

ワーキンググループでは、主査から作業を割り与えられますので、与えられた作業に終了の目途をつけることが必要になります。

また、加入した全てのワーキンググループから脱退し他のワーキンググループに加入の意思がない場合、会員規程第9条（会員の義務）4項の違反及び会員規程第11条（除名）1項（ii）の適用により、運営委員会での除名決議が行われます。

▶ 特に確認すべき規定

会員規程第7条（会員の権利）、同第9条（会員の義務）、同第11条（除名）

ワーキンググループ運営規程第6条（ワーキンググループに所属する会員の権利）

Q6) ワーキンググループへの問合せ方法（連絡窓口）を教えてください。

A6) コンソーシアム入会後は、各ワーキンググループの主査あてに問い合わせてください。

コンソーシアム入会前は、公式ホームページのお問い合わせメニューから問い合わせてください。

▶ 公式ホームページ：<http://www.st-consortium.org>

▶ 特に確認すべき規定

会員規程第7条（会員の権利）

Q7) ワーキンググループは、どの程度の頻度で開催されるのでしょうか。

A7) ワーキンググループは、主査または所属会員の要請により開催されます。頻度は月1~2回程度です。

▶ 特に確認すべき規定

ワーキンググループ運営規程第8条（ワーキンググループの開催）

Q8) 会員がワーキンググループに加入するメリットには何がありますか。

A8) 以下があります

- ・ワーキンググループで扱っているツールをワーキンググループ内で使用することが出来ます。
- ・ワーキンググループで調査している情報を知ることができます。
- ・ワーキンググループで作成している資料を参照することができます。
- ・ワーキンググループの活動に参加し、審議及び決議に参加することができます。

▶ 特に確認すべき規定

ワーキンググループ運営規程第6条（ワーキンググループに所属する会員の権利）

Q9) ワーキンググループ加入後、会員は審議及び決議には参加出来るのでしょうか。

A9) はい。ワーキンググループ所属の会員は、もれなく当該ワーキンググループの審議及び決議に参加することができます。

▶ 特に確認すべき規定

ワーキンググループ運営規程第6条（ワーキンググループに所属する会員の権利）

Q10) ワーキンググループはどのような形態で活動するのでしょうか。

A10) オフラインの集合形式が基本です。与えられた作業を持ち帰りで実施することも可能です。

- 特に確認すべき規定
なし

Q11) ワーキンググループで決議を行う場合、どのような形態で行われるのでしょうか。

A11) オンラインまたはオフラインの集合形式で実施します。代理出席及び委任状による決議は認めていません。

- 特に確認すべき規定
なし

Q12) ワーキンググループに加入した後、会員はどのような作業をするのでしょうか。

A12) コンソーシアム活動目的とワーキンググループ活動方針に従い、主査が作業を細分化します。

それからワーキンググループ主査が会員に作業を与えます。

作業内容は、可視化データ構成の標準の作成、手順書の作成、検査仕様書の作成等があります。

- 特に確認すべき規定
なし

3. ワーキンググループ活動時に生じる質問

Q13) ワーキンググループ所属後、会員に課される義務には何がありますか。

A13) 以下があります。

- ・活動への出席（欠席が続く場合、コンソーシアム会員から除名される場合があります）。
- ・ワーキンググループの主査から与えられた作業を実施し、作業を完了させること。

- 特に確認すべき規定
会員規程第9条（会員の義務）、同第11条（除名）
運営委員会運営規程第7条（会員の入会審査及び除名）
ワーキンググループ運営規程第7条（ワーキンググループの活動）

Q14) ワーキンググループの活動方針はどのように決まるのでしょうか。

A14) ワーキンググループ設置後、活動初期の段階で活動方針を定め、所属会員に展開します。

合わせて公式ホームページに展開します

- 公式ホームページ：<http://www.st-consortium.org>
- 特に確認すべき規定
ワーキンググループ運営規程第7条（ワーキンググループの活動）

Q15) 各ワーキンググループはどのような組織構成になっているのか教えてください。

A15) 当該ワーキンググループが存在し、その下部組織としてチームが存在します。

➤ 特に確認すべき規定

ワーキンググループ運営規程第2条（ワーキンググループの設置と解散）
同第3条（構成）

Q16) ワーキンググループの当面の活動の構想（ロードマップ等）を教えてください。

A16) TBD

➤ 特に確認すべき規定

TBD

Q17) 各ワーキンググループ間の連携はあるのでしょうか。

A17) 各ワーキンググループの主査間で必要と認めた場合には連携して活動する場合があります。

➤ 特に確認すべき規定

なし

Q18) ワーキンググループの主査の作業を教えてください。

A18) 以下の6点になります。

- ・ワーキンググループの活動を統括し、諸規程及び活動方針に基づき活動を推進する。
- ・ワーキンググループに所属する会員の名簿を作成し、運営委員会に報告する。
- ・当該ワーキンググループの文書管理責任者として、文書の管理を行う。
- ・当該ワーキンググループの活動状況を運営委員会に報告する。
- ・当該ワーキンググループの活動方針に則り、所属する会員に作業を与える。
- ・当該ワーキンググループに所属する会員の活動状況を把握し、活動実績がない会員については、その旨を運営委員会に報告する。

➤ 特に確認すべき規定

ワーキンググループ運営規程第5条（ワーキンググループ主査及び副主査の職務）

Q19) ワーキンググループの過去の議事録や関連資料を参照することはできますか。

A19) 可能です。会員が使用できる文書管理システム及び公式ホームページからダウンロードできます。

➤ 公式ホームページ：<http://www.st-consortium.org>

➤ 特に確認すべき規定

なし

4. 入会以降に生じる質問

Q20) ワーキンググループの脱退はいつでもできますか。また脱退にあたり制限はありますか。

A20) 脱退に制限はありません。

ワーキンググループでは、主査から作業を割り与えられますので、与えられた作業に終了の目途をつけることが必要になります。

また、加入した全てのワーキンググループから脱退し他のワーキンググループに加入の意思がない場合、会員規程第 9 条（会員の義務）4 項の違反及び会員規程第 11 条（除名）1 項（ii）の適用により、運営委員会での除名決議が行われます。

➤ 特に確認すべき規定

会員規程第 7 条（会員の権利）、同第 9 条（会員の義務）、同第 11 条（除名）

ワーキンググループ運営規程第 6 条（ワーキンググループに所属する会員の権利）

Q21) ワーキンググループへの問い合わせ方法（連絡窓口）を教えてください。

A21) コンソーシアム入会後は、各ワーキンググループの主査あてに問い合わせてください。

コンソーシアム入会前は、公式ホームページの問合せメニューから問い合わせてください。

➤ 特に確認すべき規定

会員規程第 7 条（会員の権利）

Q22) ワーキンググループ加入及び脱退の方法を教えてください。

A22) 以下にワーキンググループ加入と脱退の方法を記載しました。

● ワーキンググループへの加入

・コンソーシアム入会時、加入（退会）申込書とともに加入したいワーキンググループを選択することができる（複数選択可）。

・コンソーシアム入会后、他のワーキンググループへの加入を希望する場合、加入届を当該ワーキンググループの主査に提出する。

● ワーキンググループからの脱退

・脱退届を当該ワーキンググループの主査に提出する。

➤ 特に確認すべき規定

セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム加入（退会）申込書

会員規程第 4 条（入会）、同第 7 条（会員の権利）